A picture containing fish

Description automatically generatedA picture containing drawing

Description automatically generated

**運用会社の選定、指名、モニタリング（SAM）**

**PRI報告フレームワーク**

**2023**

最終改訂日： 2023年4月14日  
本資料は日本語参考訳です。英語のPRI REPORTING FRAMEWORKも併せてご確認ください。  
日本語版と英語版で相違が生じている場合には、英語版の内容が優先します。

目次

[全体的なアプローチ 4](#_Toc126938198)

[外部の投資運用会社［SAM 1］ 4](#_Toc126938199)

[SAM 1 4](#_Toc126938200)

[サービス・プロバイダー［SAM 2］ 9](#_Toc126938201)

[SAM 2 9](#_Toc126938202)

[プール型ファンド［SAM 3］ 11](#_Toc126938203)

[SAM 3 11](#_Toc126938204)

[選定 13](#_Toc126938205)

[責任投資慣行［SAM 4、SAM 5］ 13](#_Toc126938206)

[SAM 4 13](#_Toc126938207)

[SAM 5 15](#_Toc126938208)

[スチュワードシップ［SAM 6、SAM 7］ 18](#_Toc126938209)

[SAM 6 18](#_Toc126938210)

[SAM 7 21](#_Toc126938211)

[指名 24](#_Toc126938212)

[分離型マンデート［SAM 8］ 24](#_Toc126938213)

[SAM 8 24](#_Toc126938214)

[モニタリング 27](#_Toc126938215)

[責任投資慣行［SAM 9、SAM 10、SAM 11、SAM 12］ 27](#_Toc126938216)

[SAM 9 27](#_Toc126938217)

[SAM 10 31](#_Toc126938218)

[SAM 11 33](#_Toc126938219)

[SAM 12 34](#_Toc126938220)

[スチュワードシップ［SAM 13、SAM 14］ 36](#_Toc126938221)

[SAM 13 36](#_Toc126938222)

[SAM 14 40](#_Toc126938223)

[エンゲージメントおよびエスカレーション［SAM 15、SAM 16］ 43](#_Toc126938224)

[SAM 15 43](#_Toc126938225)

[SAM 16 44](#_Toc126938226)

[検証［SAM 17］ 47](#_Toc126938227)

[SAM 17 47](#_Toc126938228)

# 全体的なアプローチ

## 外部の投資運用会社［SAM 1］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 1 | **依存関係** | | **OO 21** | | | **サブセクション**  **外部の投資運用会社** | | | | | | **PRI原則**  **4** | | **指標種別**  **コア** | | |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** | | |
| [**委託運用**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**されている、各資産クラスの過半数のAUMにおいて、貴組織は**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を評価する際に、責任投資のどのような点を重要だと考えていますか。**  外部の投資運用会社による責任投資のポリシーおよび取り組みのうち、貴組織が評価の決定に関連すると考えるものを以下のオプションから選んでください。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **すべての 資産** | | **（1）上場株式（アクティブ）** | **（2）上場株式（パッシブ）** | | **（3）債券 （アクティブ）** | **（4）債券 （パッシブ）** | **（5）プライベート・ エクイティ** | | **（6）不動産** | | **（7）インフラ ストラクチャー** | | **（8）ヘッジ・ ファンド** |
| **組織** | | | | | | | | | | | | | | | |
| （A）責任投資への コミットメントとその経験 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （B）[責任投資ポリシー](https://www.unpri.org/reporting-definitions) | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （C）ガバナンス体系 およびセクター・レベルでの監督と説明責任 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| **人と文化** | | | | | | | | | | | | | | | |
| （D）適切な人材と インセンティブ | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （E）責任投資での スタッフの能力と経験 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| **投資プロセス** | | | | | | | | | | | | | | | |
| （F）投資プロセスへの 重要な[ESG要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （G）投資プロセスへの [システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関連するリスクの組み入れ | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （H）ポートフォリオの リスク評価へのシステミックなサステナビリティの 課題に関連する重要なESG要因および[ESGリスク](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| [**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions) | | | | | | | | | | | | | | | |
| （I）スチュワードシップについてのポリシーまたはガイドライン | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （J）[（代理）議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)についてのポリシーまたはガイドライン | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （K）[スチュワードシップ・ツール](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の使用と活動 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （L）スチュワードシップ 慣行へのシステミックな サステナビリティの課題に関連するリスクの組み入れ | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （M）[協働エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions)およびスチュワードシップ・イニシアティブへの参画 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （N）政策立案者および 投資対象ではない 他のステークホルダーに対する[エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions) | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （O）スチュワードシップ 活動の成果 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| **パフォーマンスと報告** | | | | | | | | | | | | | | | |
| （P）顧客への定期報告でESGを開示 | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （Q）契約上の合意に ESG要因が含まれている | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
| （R）外部の投資運用会社の評価では責任投資に関する上記の点の いずれも重要だとは 考えていない | |  | |  |  | |  |  |  | |  | |  | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、自組織に関連する各資産クラスの過半数の資産に対する、外部の投資運用会社の投資でのポリシーと取り組みを評価する際に、責任投資という観点から署名機関がどのようなアプローチをとっているかを把握することです。関連するすべての資産クラスで外部の投資運用会社を評価する際にさまざまな点から考慮することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 回答オプション（I）は、スチュワードシップについてのポリシーまたはガイドラインにおいて、自組織の影響力をどのように駆使しているかといったような、署名機関のスチュワードシップ・アプローチを示すものです。これは独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、広範な責任投資ポリシーや類似のポリシーに組み入れている場合もあります。  回答オプション（J）は、（代理）議決権行使についてのポリシーまたはガイドラインにおいて、ESG要因が議決権行使の決定にどのように影響しているか、およびESGではどのようなタイプの 議決権行使が考慮されているかといった、議決権行使の決定に対する署名機関のアプローチを示すものです。これは独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、より広範な責任投資ポリシー、スチュワードシップについてのポリシー、または類似のものに組み入れている場合もあります。  回答オプション（J）は、（代理）議決権行使についてのポリシーを持ち、（代理）議決権行使を外部の投資運用会社に委託していている署名機関にのみ適用されるものであり、この回答オプションを選ばなかったという理由で署名機関が減点されることはありません。  回答オプション（O）の「スチュワードシップ活動の成果」には、要約またはケース・スタディのいずれかの形式で示された、スチュワードシップ活動後になされた変更についての公開された証拠など（ただし、これらに限定されない）が含まれる場合があります。  回答オプション（Q）の「契約上の合意」とは、サービス内容合意書、補足文書、投資運用契約書（IMA）、リミテッド・パートナーシップ契約（LPA）、個人契約、または外部運用会社の受託者義務を 定めた、法的拘束力のある他の文書を指します。  本指標では、「定期」報告とは、年1回以上実施される報告を指します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部運用会社の選定、指名およびモニタリングについてのPRIガイダンスについては、PRI専用ウェブページの[資産オーナー向けリソース](https://www.unpri.org/investment-tools/asset-owner-resources)（[Asset owner resources](https://www.unpri.org/investment-tools/asset-owner-resources)）を参照してください。  必須要件とRFPに関するその他のガイダンスについては、[ICGNモデル・マンデート・ガイダンス](https://www.icgn.org/icgn-and-gisd-alliance-launch-newly-updated-model-mandate-guidance)（[ICGN Model Mandate guidance](https://www.icgn.org/icgn-and-gisd-alliance-launch-newly-updated-model-mandate-guidance)）を参照してください。  スチュワードシップに関するその他のPRIガイダンスとツールのリストについては、[責任投資の入門ガイド：スチュワードシップ](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-stewardship/7228.article)（[An introduction to responsible investment: stewardship](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-stewardship/7228.article)）と PRI専用ウェブページの[スチュワードシップについて](https://www.unpri.org/stewardship/about-stewardship/6268.article)（[About stewardship](https://www.unpri.org/stewardship/about-stewardship/6268.article)）を参照してください。スチュワードシップ・イニシアティブの事例については、PRI専用ウェブページの [協働的なエンゲージメント](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship/collaborative-engagements)（[Collaborative engagement](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship/collaborative-engagements)）を参照してください。  英国、南アフリカおよびドイツでの国固有のガイダンスについては、PRIウェブページの[システム障壁に対処する（Addressing system barriers](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)）を参照してください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 21］ | | | | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Qから13個以上選択した場合は100ポイント。  A～Qから11～12個選択した場合は66ポイント。  A～Qから9～10個選択した場合は33ポイント。  A～Qから1～8つ選択した場合は0ポイント。  Rを選択した場合は0ポイント。 | | | | | | | | | その他の詳細：  「R」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられる ポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを 受け取ります。 | | | | | |
| **乗数** | Low(低) | | | | | | | | | | | | | | |

## サービス・プロバイダー［SAM 2］

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 2 | **依存関係** | **OO 21** | **サブセクション**  **サービス・プロバイダー** | | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| [**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の**[**選定**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**、**[**指名**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**および／または**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**についての助言を貴組織に与える、すべての**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を評価する際に、責任投資のどのような点を重要だと考えていますか。** | | | | | | |
| * （A）助言サービスに[責任投資ポリシー](https://www.unpri.org/reporting-definitions)を組み入れているかどうか * （B）責任投資ポリシーへの対応能力があるかどうか * （C）責任投資についてのスタッフの専門知識レベル * （D）外部の投資運用会社の責任投資パフォーマンスを評価するためのデータおよび分析ツールを使用しているかどうか * （E）その他   具体的に記入：\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （F）外部の投資運用会社の選定、指名および／またはモニタリングについての助言を自組織に与える、すべてのサービス・プロバイダーを評価する際、責任投資に関する上記の点のいずれも重要だとは考えていない * （G）いずれも当てはまらない。外部の投資運用会社の選定、指名またはモニタリングでは、サービス・プロバイダーを使っていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、投資コンサルタントなどの外部の投資運用会社の選定、指名および／またはモニタリングについての助言を依頼するサービス・プロバイダーを評価する際に、署名機関が責任投資という点を考慮しているかどうかを確定することです。  ESG課題へのサービス・プロバイダーの対応が不十分であれば、署名機関が最善の投資決定をできなくなる場合があります。そのため、署名機関にとって、個別の依頼であるか、すべてのサービスの提供であるかを問わず、サービス・プロバイダーから受けるサービスを自組織の責任投資についての戦略およびポリシーと一致させることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **他のリソース** | アセット・オーナーに直接影響するだけでなく、投資運用会社にも関係する、サービス・プロバイダーの選定に関するその他のPRIガイダンスについては、 [投資コンサルタントとESG：アセット・オーナー向けガイド](https://www.unpri.org/investment-consultants-and-esg-an-asset-owner-guide/4577.article)（[Investment consultants and ESG: An asset owner guide](https://www.unpri.org/investment-consultants-and-esg-an-asset-owner-guide/4577.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 21］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Dから4つ選択した場合は100ポイント。  A～Dから3つ選択した場合は66ポイント。  A～Gから1～2つ選択した場合は33ポイント。  E、Fを選択した場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「F」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「G」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。 署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（E）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

## プール型ファンド［SAM 3］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 3 | **依存関係** | | **OO 5.2、OO 21** | **サブセクション**  **プール型ファンド** | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | | |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** |
| [**プール型ファンド**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に投資している場合、**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の**[**選定**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**、**[**指名**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**および／または**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に、責任投資という点をどのように組み入れているのかを説明してください。** | | | | | | |
|  | | **以下に事例を記入してください** | | | | | |
| （A）選定 | | ［自由記述：ミディアム］ | | | | | |
| （B）指名 | | ［自由記述：ミディアム］ | | | | | |
| （C）モニタリング | | ［自由記述：ミディアム］ | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| **説明** | |
| **指標の目的** | 本指標は、プール型ファンドに投資している署名機関に対して、外部の投資運用会社の選定、指名および／またはモニタリングに責任投資という点をどのように組み入れているのかを説明する機会を提供します。 |
| **追加報告ガイダンス** | 署名機関は、オプション（A）から（C）のそれぞれで事例を1つずつ、事例が該当する資産クラスと共に記入してください。事例のなかには、プール型ファンドの運用会社との対話とかかる 運用会社の影響、他の投資家との協働、各段階で意思決定の情報を伝えるという要件、およびにこれら資産の継続的な運用といった、プール型ファンドでの外部の投資運用会社の選定、 指名およびモニタリングに対する斬新で、革新的なアプローチが含まれるかもしれません。 |
| **他のリソース** | 外部運用会社の選定、指名およびモニタリングに関するPRIガイダンスについては、PRI専用ウェブページの[アセット・オーナー向けリソース（Asset owner resources](https://www.unpri.org/investment-tools/asset-owner-resources)）を参照してください。 |
| **ロジック** | |
| **依存関係** | ［OO 5.2］、［OO 21］ |
| **ゲートウェイ** | 該当なし |
| **評価** | |
| **評価基準** | 評価対象外。 |

# 選定

## 責任投資慣行［SAM 4、SAM 5］

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 4 | **依存関係** | **OO 12、OO 21** | **サブセクション**  **責任投資慣行** | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **SAM 5、SAM 6、SAM 7** |
| **報告年度中に、貴組織は新しい**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の選定、または既存の投資運用会社への新しいマンデート割り当てを行いましたか。** | | | | | |
| * （A）はい、報告年度中に、新しい外部の投資運用会社の選定、または既存の投資運用会社への新しいマンデートの割り当てを行った * （B）いいえ、報告年度中には新しい外部の投資運用会社の選定、または既存の投資運用会社への新しいマンデートの割り当てを行わなかった * （C）該当しない、外部の投資運用会社とはキャプティブ関係になっており、AUMの90%以上でこの関係が適用される   キャプティブ関係について以下に詳しく回答してください：\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| **説明** | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、報告年度中に、署名機関が新しい外部の投資運用会社の選定、または既存の投資運用会社への新しいマンデートの割り当てを行ったかどうかを把握することです。 本指標への回答によって、この後に続く、外部の投資運用会社の選定についての指標が署名機関に適用されているかどうかが判断されます。 |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標の「キャプティブ関係」とは、特定の外部の投資運用会社と提携しなければならず、別の会社を選択できないアセット・オーナーと、その外部運用会社との関係を指します。例えば、 署名機関と外部の投資運用会社が同じグループや企業に属している場合などがこれに該当します。署名機関が外部の投資運用会社と長年にわたり強固な関係にあっても、別の外部の 投資運用会社を自由に選定できた場合は、この関係には該当しません。 |
| **他のリソース** | 外部運用会社の選定に関するその他のガイダンスについては、PRIのテクニカル・ガイドにある[アセット・オーナー向けガイド：投資運用会社選定ガイド](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-guide-investment-manager-selection/6573.article)（[Asset owner guide: investment manager selection](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-guide-investment-manager-selection/6573.article)）およびPRI専用ウェブページの[投資運用会社の選定（Manager selection）](https://www.unpri.org/investment-tools/asset-owner-resources/manager-selection)セクションを参照してください。 |
| **ロジック** | |
| **依存関係** | ［OO 12］、［OO 21］ |
| **ゲートウェイ** | ［SAM 5］、［SAM 6］、［SAM 7］ |
| **評価** | |
| **評価基準** | 評価対象外 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 5 | | **依存関係** | **SAM 4** | **サブセクション**  **責任投資慣行** | | | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、新しい**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を**[**選定**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**する際、あるいは既存の投資運用会社に新しいマンデートを割り当てる際、責任投資のどのような点をレビューおよび評価しましたか。**  回答オプションは、報告年度中に外部の投資運用会社を選定する際に貴組織が取った行動を示しています。 | | | | | | | | | |
| **組織** | | | | | | | | | |
| * （A）責任投資へのコミットメントとその経験（例えば、責任投資の原則および基準に対するコミットメント） | | | | | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべてのマンデートが対象  （2）過半数のマンデートが対象  （3）一部のマンデートが対象 | |
| * （B）[責任投資ポリシー](https://www.unpri.org/reporting-definitions)（例えば、自組織の責任投資ポリシーと投資マンデートの一致） | | | | | | | | ［同上］ | |
| * （C）ガバナンス体系および上級管理者レベルでの監督と説明責任（例えば、ガバナンス体系と報告された利益相反の妥当性） | | | | | | | | ［同上］ | |
| **人と文化** | | | | | | | | | |
| * （D）適切な人材とインセンティブ（例えば、チームの構成、運用モデル、および利益の一致を織り込んだ報酬体系） | | | | | | | | ［同上］ | |
| * （E）責任投資でのスタッフの能力と経験（例えば、責任投資についての投資チームの責任レベル、責任投資についての研修および能力構築） | | | | | | | | ［同上］ | |
| **投資プロセス** | | | | | | | | | |
| * （F）投資プロセスへの重要な[ESG要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ（例えば、このような要因が個々の資産の選択およびポートフォリオ構築にどのように組み入れているのかを示す詳細情報および証拠） | | | | | | | | ［同上］ | |
| * （G）投資プロセスへの[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ（例えば、このようなリスクが個々の資産の選択およびポートフォリオ構築にどのように組み入れているのかを示す詳細情報および証拠） | | | | | | | | ［同上］ | |
| * （H）ポートフォリオのリスク評価へのシステミックなサステナビリティの課題に関連する重要なESG要因および[ESGリスク](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の 組み入れ（例えば、このようなリスクを測定および報告するためのプロセス） | | | | | | | | ［同上］ | |
| **パフォーマンスと報告** | | | | | | | | | |
| * （I）顧客への定期報告でESGを開示 | | | | | | | | ［同上］ | |
| * （J）契約上の合意にESG要因が含まれている | | | | | | | | ［同上］ | |
| * （K）報告年度中に新しい外部の投資運用会社を選定する際、あるいは既存の投資運用会社に新しいマンデートを割り当てる際、上記のような責任投資の観点からの レビューおよび評価を行っていなかった | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | | 本指標の目的は、報告年度中に、署名機関が新しい外部の投資運用会社を選定する際、または既存の投資運用会社への新しいマンデートを割り当てる際に行われるプロセスおよび 分析を把握することです。このプロセス中にあらゆる資産クラスに割り当てられる、すべての新しいマンデートまたは資金を対象として、責任投資に関連する要素の大部分がレビュー および評価されることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | | ドロップダウン・リストは、新しい分離運用型ファンド、またはプール型または合同運用型の投資への新たな割り当ての両方を対象としています。  外部の投資運用会社とのキャプティブ関係下にある資産は、何らかの取り組みが適用されるマンデートの比率を計算するときには、合計（例えば、分母）から除外してください。 「キャプティブ関係」という用語は、アセット・オーナーと外部の投資運用会社との関係において、アセット・オーナーが特定の外部の投資運用会社と業務をしなければならず、他の投資運用会社を選ぶ可能性がないことを指します。例えば、署名機関と外部の投資運用会社が同じグループや企業に属している場合などがこれに該当します。 署名機関が外部の投資運用会社と長年にわたり強固な関係にあっても、別の外部の投資運用会社を自由に選定できた場合は、この関係には該当しません。  本指標において、「定期」報告とは、年1回以上実施される報告を指します。  回答オプション（J）の「契約上の合意」とは、サービス内容合意書、補足文書、投資運用契約書（IMA）、リミテッド・パートナーシップ契約（LPA）、個人契約、または外部の投資運用会社の受託者義務を定めた、法的拘束力のある他の文書を指します。 | | | | | | | |
| **他のリソース** | | 外部運用会社の選定に関するその他のガイダンスについては、PRIのテクニカル・ガイドにある[アセット・オーナー向けガイド：投資運用会社選定ガイド](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-guide-investment-manager-selection/6573.article)（[Asset owner guide: investment manager selection](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-guide-investment-manager-selection/6573.article)）およびPRI専用ウェブページの[投資運用会社の選定](https://www.unpri.org/investment-tools/asset-owner-resources/manager-selection)（[Manager selection](https://www.unpri.org/investment-tools/asset-owner-resources/manager-selection)）セクションを参照してください。  必須要件とRFPに関するその他のガイダンスについては、[ICGNモデル・マンデート・ガイダンス](https://www.icgn.org/icgn-and-gisd-alliance-launch-newly-updated-model-mandate-guidance)（[ICGN Model Mandate guidance](https://www.icgn.org/icgn-and-gisd-alliance-launch-newly-updated-model-mandate-guidance)）を参照してください。 | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | |
| **依存関係** | | ［SAM 4］ | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | | 該当なし | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | |
| **評価基準** | | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高い 12の組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | | | | |
|  | | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A～Jから9つ以上選択した場合は50ポイント。  A～Jから8つ選択した場合は37ポイント。  A～Jから7つ選択した場合は25ポイント。  A～Jから6つ選択した場合は12ポイント。  A～Jから1～5つ選択した場合は0ポイント。  Kを選択した場合は0ポイント。 | | | | **および** | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからJの回答選択につき、各オプションのポイント比率は以下のとおりです：  すべて（1）の場合は50/9ポイント。  過半数（2）の場合は25/9ポイント。  一部（3）の場合は12/9ポイント。 | その他の詳細：  「K」を選択すると、本指標は0/100ポイントに なります。 | |
| **乗数** | | Moderate(中) | | | | | | | |

## スチュワードシップ［SAM 6、SAM 7］

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 6 | **依存関係** | **OO 8、SAM 4** | **サブセクション**  **スチュワードシップ** | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、新しい**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を**[**選定**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**する際、あるいは既存の投資運用会社に新しいマンデートを割り当てる際、**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に対するアプローチという点から何をレビューおよび評価しましたか。**  回答オプションは、報告年度中に外部の投資運用会社を選定する際に貴組織が取った行動を示しています。そうした行動は、貴組織が外部の投資運用会社を評価する際に 重要だと考えているスチュワードシップの観点から検証することを目的とすべきです。 | | | | | |
| * （A）スチュワードシップについて運用会社のポリシーまたはガイドラインと投資に関するマンデートとの一致 | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべてのマンデートが対象  （2）過半数のマンデートが対象  （3）一部のマンデートが対象 | | |
| * （B）活動の効果を含む、運用会社がスチュワードシップ目標をどのように実行したのかを示す証拠 | | | | ［同上］ | |
| * （C）運用会社の[協働エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions)およびスチュワードシップ・イニシアティブへの参加 | | | | ［同上］ | | |
| * （D）[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関連するリスクについての企業または発行体と運用会社に対する[エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions)についての詳細 | | | | ［同上］ | | |
| * （E）政策立案者に対するエンゲージメント活動についての詳細 | | | | ［同上］ | |
| * （F）スチュワードシップに関するポリシーに含まれている、運用会社の[エスカレーション](https://www.unpri.org/reporting-definitions)・プロセスとエスカレーション・ツール | | | | ［同上］ | |
| * （G）報告年度中に新しい外部の投資運用会社を選定する際、あるいは既存の投資運用会社への新しいマンデートを割り当てる際、上記のようなスチュワードシップについてのアプローチの観点についてレビューおよび評価を行っていなかった | | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **説明** | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、外部の投資運用会社のスチュワードシップ活動が選定プロセスにおいてどの程度評価されているのかを評価することです。  PRIでは、署名機関がアクティブ・オーナーとなり、オーナーシップ・ポリシーと取り組みに対してESG課題を組み入れることを期待しています。外部の投資運用会社を利用している署名機関の 場合は、候補となっている運用会社が署名機関内部のスチュワードシップ・ポリシーおよび目的にどの程度一致しているかを調べることは、優れた取り組みであると考えられます。 外部運用会社のスチュワードシップ活動とポリシー導入についての実績を評価することが、このプロセスで役立ちます。 | | | |
| **追加報告ガイダンス** | ドロップダウン・リストは、新しい分離運用型ファンド、およびプール型または合同運用型の投資への新たな割り当ての両方を対象としています。  外部の投資運用会社とのキャプティブ関係下にある資産は、何らかの取り組みが適用されるマンデートの比率を計算するときには、合計（例えば、分母）から除外してください。 「キャプティブ関係」という用語は、アセット・オーナーと外部の投資運用会社との関係において、アセット・オーナーが特定の外部の投資運用会社と業務をしなければならず、 他の投資運用会社を選ぶ可能性がないことを指します。例えば、署名機関と外部の投資運用会社が同じグループや企業に属している場合などがこれに該当します。 署名機関が外部の投資運用会社と長年にわたり強固な関係にあっても、別の外部の投資運用会社を自由に選定できた場合は、この関係には該当しません。  証券化商品の場合、エンゲージメントは、CLOマネージャーを対象としたものか、RMBS、CMBS、ABS等を目的としたもの、あるいは取引マネージャー、オリジネーター、スポンサーまたは サービサーを対象としたもののいずれかになる場合があります。  SSA投資家の場合、エンゲージメントは以下の主体を相手にすることができます。ソブリン債代理人、非与党、オリジネーターとプライマリー・ディーラー、ESGインデックスと データのプロバイダー、多国籍企業／国営企業（SOE）、超国家的な企業、ビジネス団体、メディア、NGO、シンクタンクおよび研究機関、その他。  スチュワードシップの文脈でのエスカレーションとは、スチュワードシップに対する当初のアプローチが所定の期間に目的を達成できず、不成功に終わった場合に投資家がとるアプローチを いいます。エスカレーションは資産クラスと投資家のタイプによって異なりますが、一般的にはより積極的なスチュワードシップ・ツールと活動が含まれます。投資家がエスカレーション手段として取ることのできる措置の例は、アセットクラスによって異なりますが、以下が含まれる場合があります。   * 既存の協働エンゲージメントへの参加や拡大、あるいは新たなエンゲージメントの構築 * 株主決議又は提案の提出、共同提出、及び／又は、提出 * 他の投票のために議決権を行使（例えば、1名以上の取締役再任に反対する議決権行使など） * 直接管理されているポートフォリオ企業または実物資産の管理／運用の変更 * 取り組みが改善されるまで追加の出資を拒否（例えば、新規の、または再発行される債券の引受を拒否するなど） * パブリックに当該企業へのエンゲージメント（サインオン・レターへの署名等） * 売却 * 訴訟 | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースについては、PRI専用の[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)（[Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）ウェブページを参照してください。  スチュワードシップ・イニシアティブの事例については、PRI専用ウェブページの[協働エンゲージメント](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship/collaborative-engagements)（[Collaborative engagement](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship/collaborative-engagements)）を参照してください。  英国、南アフリカおよびドイツでの国固有のガイダンスについては、PRIウェブページの[システム障壁に対処する](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)（[Addressing system barriers](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)）を参照してください。  外部の投資運用会社の責任投資慣行を査定する方法に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社選定ガイド](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-technical-guide-investment-manager-selection-guide/6573.article)（[Asset owner technical guide – investment manager selection guide](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-technical-guide-investment-manager-selection-guide/6573.article)）を参照してください。 | | | |
| **ロジック** | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［SAM 4］ | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | |
| **評価** | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高い4つの 組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | |
|  | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A～Fから5つ以上選択した場合は50ポイント。  A～Fから4つ選択した場合は33ポイント。  A～Fから1～3つ選択した場合は16ポイント。  Gの場合は0ポイント。 | **および** | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからFの回答選択につき、各オプションのポイント比率は以下のとおりです：  すべて（1）の場合は50/5ポイント。  過半数（2）の場合は25/5ポイント。  一部（3）の場合は12/5ポイント。 | その他の詳細：  「G」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 |
| **乗数** | Moderate(中) | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 7 | **依存関係** | **OO 9、SAM 4** | **サブセクション**  **スチュワードシップ** | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、新しい**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を**[**選定**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**する際、あるいは既存の投資運用会社に新しいマンデートを割り当てる際、**[**（代理）議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**のどのような点をレビューおよび評価していましたか。**  回答オプションは、報告年度中に外部の投資運用会社を選定する際に、（代理）議決権行使という観点から貴組織が評価した点を示しています。 | | | | | |
| * （A）（代理）議決権行使について運用会社のポリシーまたはガイドラインと投資に関するマンデートとの一致 | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべてのマンデートが対象  （2）過半数のマンデートが対象  （3）一部のマンデートが対象 | |
| * （B）株主総会での投票の回数または比率についての過去の情報 | | | | ［同上］ | |
| * （C）投票された票および反対票についての分析 | | | | ［同上］ | |
| * （D）システミックなサステナビリティの課題につながるリスクに関係する決議への賛成票と反対票の分析 | | | | ［同上］ | |
| * （E）議論の的となり、注目を集めた投票における運用会社の立場についての詳細情報 | | | | ［同上］ | |
| * （H）運用会社の議決権行使に関するポリシーに反する投票がなされた決議についての過去の情報と投票の理由 | | | | ［同上］ | |
| * （G）外部の投資運用会社または関係会社に契約関係または他の利益相反の可能性があった場合の、企業を含めた、 すべての投票についての詳細情報 | | | | ［同上］ | |
| * （H）報告年度中に新しい外部の投資運用会社を選定する際、あるいは既存の投資運用会社への新しいマンデートを割り当てる際、上記のような（代理）議決権行使という 観点からのレビューおよび評価は行っていなかった | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **説明** | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、外部の投資運用会社の（代理）議決権行使が選定プロセスにおいてどの程度評価されているのかを査定することです。  PRIでは、署名機関がアクティブ・オーナーとなり、オーナーシップ・ポリシーと取り組みに対してESG課題を組み入れることを期待しています。外部の投資運用会社を利用している署名機関が、候補となっている運用会社が署名機関のスチュワードシップ目標達成に貢献するのかどうかを調べることは、優れた取り組みであると考えられます。外部の投資運用会社の（代理）議決権行使についての活動とポリシー導入についての実績を評価することが、このプロセスで役立ちます。 | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標は、外部の投資運用会社を通じて（代理）議決権を行使し、証券を保有している委託運用上場株式のファンドおよび／またはヘッジ・ファンドを持つ署名機関にのみ適用されます。  ドロップダウン・リストは、新しい分離運用型ファンド、およびプール型または合同運用型の投資への新たな割り当ての両方を対象としています。  外部の投資運用会社とのキャプティブ関係下にある資産は、何らかの取り組みが適用されるマンデートの比率を計算するときには、合計（例えば、分母）から除外してください。 「キャプティブ関係」という用語は、アセット・オーナーと外部の投資運用会社との関係において、アセット・オーナーが特定の外部の投資運用会社と業務をしなければならず、 他の投資運用会社を選ぶ可能性がないことを指します。例えば、署名機関と外部の投資運用会社が同じグループや企業に属している場合などがこれに該当します。 署名機関が外部の投資運用会社と長年にわたり強固な関係にあっても、別の外部の投資運用会社を自由に選定できた場合は、この関係には該当しません。  本指標においては、「議論を呼び注目を集める」は、機関投資家の間や（協働的なエンゲージメントでの白熱した議論やLinkedInなどソーシャル・ネットワーク上での公の場の議論など）、 メディアにおいて（例えば、責任投資の業界誌や主だった金融紙において）多くの関心を集めている、あるいは（例えば、代理機関や投資家ネットワーク、またはPRIなどの組織によって） 注目度が上がっている投票を指します。 | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)（[Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  外部の投資運用会社の責任投資慣行を査定する方法に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社選定ガイド](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-technical-guide-investment-manager-selection-guide/6573.article)（[Asset owner technical guide – investment manager selection guide](https://www.unpri.org/manager-selection/asset-owner-technical-guide-investment-manager-selection-guide/6573.article)）を参照してください。 | | | |
| **ロジック** | | | | |
| **依存関係** | **［OO 9］、［SAM 4］** | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | |
| **評価** | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高い6つの 組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | |
|  | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A～Gから7つすべて選択した場合は50ポイント。  A～Gから5～6つ選択した場合は33ポイント。  A～Gから1～4つ選択した場合は16ポイント。  Hの場合は0ポイント。 | **および** | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからGの回答選択につき、各オプションのポイント比率は以下のとおりです：  すべて（1）の場合は50/7ポイント。  過半数（2）の場合は25/7ポイント。  一部（3）の場合は12/7ポイント。 | その他の詳細：  「H」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 |
| **乗数** | Moderate(中) | | | |

# 指名

## 分離型マンデート［SAM 8］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 8 | **依存関係** | **OO 5.2、OO 13** | | **サブセクション**  **分離型マンデート** | | | | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | |
| **貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、**[**分離型マンデート**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**についての**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**との合意された契約条項に、責任投資のどのような点を明示的に組み入れていますか。**  外部の投資運用会社の指名時期に関係なく、それぞれに要件が適用されているマンデートの総数に対する、貴組織の分離型マンデートの比率を示してください。 | | | | | | | | | |
| * （A）資産の運用では当組織の責任投資戦略に従うという、投資運用会社の コミットメント | | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべての分離型マンデートが対象  （2）過半数の分離型マンデートが対象  （3）一部の分離型マンデートが対象 | | | | |
| * （B）投資活動に[重要なESG要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)を組み入れるという、投資運用会社のコミットメント | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （C）[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-definitions)活動に[重要なESG要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)を組み入れるという、投資運用会社のコミットメント | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （D）投資活動に[システミックなステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関連するリスクを組み入れるという、投資運用会社のコミットメント | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （E）スチュワードシップ活動にシステミックなサステナビリティの課題に関連するリスクを組み入れるという、投資運用会社のコミットメント | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （F）[除外](https://www.unpri.org/reporting-definitions)リストまたは基準 | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （G）スチュワードシップ活動とそのアウトカムを含む、責任投資についての連絡と報告を行うという義務 | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （H）相互の利益を合致させるためのインセンティブと管理 | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （I）TCFDのような国際的に認知されているフレームワークに合致する形で 気候関連の開示を行うというコミットメント | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （J）OECD多国籍企業行動指針および国連によるビジネスと人権に関する 指導原則で定義されている人権尊重に対するコミットメント | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （K）同意された責任投資についてのコミットメントを履行することが指名の条件となっているという、投資運用会社の認識 | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （L）その他   具体的に記入：\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | | | | ［同上］ | | | | |
| * （M）分離型マンデートについての外部の投資運用会社との契約上の合意に責任投資という観点を組み入れていない | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、分離型ファンドの外部の投資運用会社を指名する際に、拘束力のある責任投資要件または基準を契約上の合意に署名機関がどの程度組み入れているのかを評価することです。  指名プロセスの目的は、投資についての要件を法的に拘束力のある文書に転換することです。そのため、署名機関にとって、この法的拘束力のある文書に責任投資の要件を組み入れ、署名機関の求める要求に記されている責任投資要件に外部の投資運用会社の活動を適合させることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「契約上の合意」とは、サービス内容合意書、補足文書、投資運用契約書（IMA）、リミテッド・パートナーシップ契約（LPA）、個人契約、または外部運用会社の受託者義務を 定めた、法的拘束力のある他の文書を指します。 | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部の投資運用会社の指名を含む、潜在的な条項に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社指名ガイド](https://www.unpri.org/manager-appointment/asset-owner-technical-guide-investment-manager-appointment-guide/6574.article)（[Asset owner technical guide - investment manager appointment guide](https://www.unpri.org/manager-appointment/asset-owner-technical-guide-investment-manager-appointment-guide/6574.article)）を参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)（[Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  必須要件とRFPに関するその他のガイダンスについては、[ICGNモデル・マンデート・ガイダンス（ICGN Model Mandate guidance](https://www.icgn.org/icgn-and-gisd-alliance-launch-newly-updated-model-mandate-guidance)）を参照してください。  以下も参照してください  1. [気候関連の開示についてのTCFDのガイダンス（TCFD’s guidance on climate-related disclosures](https://www.tcfdhub.org/)）  2. [OECD多国籍企業行動指針（OECD Guidelines for Multinational Enterprises](http://www.oecd.org/corporate/mne/)）  3. [国連によるビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights](https://www.unglobalcompact.org/library/2)）  4. [責任投資の入門ガイド：アセット・オーナーにとっての気候変動（An introduction to responsible investment: Climate change for asset owners](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-climate-change-for-asset-owners/5981.article)）  5. [投資マンデート：ESG要因の組み入れ、サステナビリティの成果を改善させる（Investment mandates: Embedding ESG factors, improving sustainability outcomes）](https://www.unpri.org/mandate-requirements-and-rfps/embedding-esg-factors-in-investment-mandates/8563.article) | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 5.2］、［OO 13］ | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高い 6つの組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | | | | | |
| 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A～Kから8つ以上選択した場合は50ポイント。  A～Kから6～7つ選択した場合は33ポイント。  A～Kから4～5つ選択した場合は16ポイント。  A～Kから1～3つ選択した場合は0ポイント。  L、Mの場合は0ポイント。 | | **および** | | | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからIの回答選択につき、各オプションのポイント比率は以下のとおりです：  すべて（1）の場合は50/8ポイント。  過半数（2）の場合は25/8ポイント。  一部（3）の場合は12/8ポイント。 | その他の詳細：  「M」を選択すると、本指標は0/100ポイントに なります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（L）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | | |

# モニタリング

## 責任投資慣行［SAM 9、SAM 10、SAM 11、SAM 12］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 9 | | **依存関係** | **OO 14、OO 21** | | | | **サブセクション**  **責任投資慣行** | | | | | **PRI原則**  **4** | | **指標種別**  **コア** | | | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | | |
| **報告年度中に、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、**[**委託運用**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**されている、各資産クラスの大部分のAUMについて、**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の 責任投資慣行のどのような点を**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**しましたか。**  回答オプションは、報告年度中に外部の投資運用会社をモニタリングする際に貴組織が取った行動を示しています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | **すべての 資産** | **（1）上場株式 （アクティブ）** | **（2）上場株式 （パッシブ）** | **（3）債券 （アクティブ）** | | **（4）債券 （パッシブ）** | **（5）プライベート・ エクイティ** | **（6）不動産** | | | **（7）インフラストラクチャー** | | **（8）ヘッジ・ファンド** | | |
| **組織** | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （A）責任投資へのコミットメントとその経験 （例えば、責任投資の原則および基準に対する コミットメント） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | | |  | |
| （B）[責任投資ポリシー](https://www.unpri.org/reporting-definitions)（例えば、自組織の 責任投資ポリシーと投資マンデートの継続的な一致） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | | |  | |
| （C）ガバナンス体系および上級管理者レベルでの監督と説明責任（例えば、ガバナンス体系と報告された利益相反の妥当性） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | | |  | |
| **人と文化** | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （D）適切な人材とインセンティブ  （例えば、チームの構成、運用モデル、および利益の一致を織り込んだ報酬体系） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | | |  | |
| （E）責任投資でのスタッフの能力と経験 （例えば、責任投資についての投資チームの 責任レベル、責任投資についての研修および 能力構築） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | | |  | |
| **投資プロセス** | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （F）投資プロセスへの[重要なESG要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ（例えば、このような要因が個々の資産の選択およびポートフォリオ構築にどのように組み入れられているのかを示す詳細情報および証拠） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | |  | | |
| （G）投資プロセスへの[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ（例えば、このようなリスクが個々の資産の選択およびポートフォリオ構築にどのように組み入れられているのかを示す詳細情報および証拠） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | |  | | |
| （H）ポートフォリオのリスク評価へのシステミックなサステナビリティの課題に関連する重要なESG要因および[ESGリスク](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の組み入れ（例えば、このようなリスクを測定および報告するためのプロセス、ESGインシデントへの対応） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | |  | | |
| **パフォーマンスと報告** | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （I）顧客への定期報告でESGを開示している （例えば、顧客への定期報告での変更点） | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | |  | | |
| （J）契約上の合意にESG要因が含まれている | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | |  | | |
| （K）報告年度中に、外部の投資運用会社の 責任投資慣行についての上記の点のいずれも モニタリングしなかった | | |  |  |  |  | |  |  |  | | |  | |  | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、報告年度中に、各資産クラスへの過半数の投資について外部の投資運用会社をモニタリングする際に行われるプロセスおよび分析を把握することです。このプロセス中にあらゆる資産クラスの大部分の委託運用において、上述されている責任投資に関連する多様な要素が評価されることは、優れた取り組みであると考えられます。  モニタリングは、投資期間中に外部の投資運用会社の責任投資慣行を継続的に評価するために欠かせません。署名機関にとって、すべての資産クラスで責任投資慣行を徹底的に調べ、指名契約の諸条件が履行されていることを確認することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 契約上の合意に記されている責任投資慣行が履行されていることを確認するには、さまざまな方法を使って、外部の投資運用会社を包括的にモニタリングすることが重要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部の運用会社の責任投資慣行（開示リソースおよび開示ツールを含む）のモニタリングのその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。  必須要件とRFPに関するその他のガイダンスについては、[ICGNモデル・マンデート・ガイダンス（ICGN Model Mandate guidance](https://www.icgn.org/icgn-and-gisd-alliance-launch-newly-updated-model-mandate-guidance)）を参照してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Jから9つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Jから8つ選択した場合は33ポイント。  A～Jから7つ選択した場合は16ポイント。  A～Jから1～6つ選択した場合は0ポイント。  Kを選択した場合は0ポイント。 | | | | | | | | | | その他の詳細：  「K」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 10 | **依存関係** | **OO 14、OO 21** | **サブセクション**  **責任投資慣行** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、委託運用ESGの**[**パッシブ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**商品と戦略について、どのような情報をモニタリングしましたか。** | | | | | | |
|  | | | **（1）上場株式（パッシブ）** | **（2）債券（パッシブ）** | | | |
| （A）外部の投資運用会社は、[スクリーニング](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の基準をどのように適用、レビューおよび検証したか | | |  |  | | | |
| （B）[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-definitions)は、ESGのランキング、レーティングまたは[インデックス](https://www.unpri.org/reporting-definitions)が変更された後、商品をどのようにリバランスしたか | | |  |  | | | |
| （C）ESGのパッシブ商品と戦略が責任投資の基準およびプロセスに適合しているという証拠 | | |  |  | | | |
| （D）その他  具体的に記入：\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | |  |  | | | |
| （E）ESGのパッシブ商品と戦略のモニタリングは行わなかった | | |  |  | | | |
| （F）該当するものがない。ESGのパッシブ商品と戦略には投資していない | | |  |  | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が委託運用のESGパッシブ運用投資をどのようにモニタリングしているのかを把握することです。署名機関にとって、ESGの組み入れ、および ESGパッシブの商品および戦略における責任投資の他の要素をモニタリングし、それらが外部の投資運用会社の申し立てに合致しているかどうかを確認することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部運用会社のモニタリングに関するその他のガイダンスについては[、アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。  パッシブ商品の責任投資に関するその他の参考資料については、[ディスカッション・ペーパー：パッシブ投資家はいかにして責任ある投資家になれるのか？（Discussion paper: How can a passive investor be a responsible investor?）](https://www.unpri.org/passive-investments/how-can-a-passive-investor-be-a-responsible-investor/4649.article)を参照してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 11 | **依存関係** | **OO 14、OO 21** | **サブセクション**  **責任投資慣行** | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、特定の資産クラスにおける**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**による責任投資慣行を**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**するために導入した、革新的な取り組みについて説明してください。** | | | | | |
| ［自由記述：ミディアム］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、先進的なESGを具体的な取り組みまたは資産クラスに組み入れていると署名機関が考える、外部の投資運用会社による責任投資をモニタリングするための 先進的あるいは革新的な取り組みについて詳しく述べる機会を提供します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 記述する取り組みは、特定の資産クラスへの署名機関の投資の一部分、大部分またはすべてに適用させることができます。 | | | | |
| **他のリソース** | 外部運用会社のモニタリングに関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 12 | **依存関係** | **OO 14、OO 21** | | | **サブセクション**  **責任投資慣行** | | | | | **PRI原則**  **1** | | | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | |
| [**委託運用**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**されている、各資産クラスの大部分のAUMについて、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の責任投資慣行をどれくらいの頻度で**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**していますか。** | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **すべての 資産** | **（1）上場株式 （アクティブ）** | **（2）上場株式 （パッシブ）** | | **（3）債券 （アクティブ）** | **（4）債券 （パッシブ）** | **（5）プライベート・ エクイティ** | | | **（6）不動産** | **（7）インフラストラクチャー** | | **（8）ヘッジ・ファンド** | |
| （A）少なくとも年に1度 | |  |  |  | |  |  |  | | |  |  | |  | |
| （B）年に1度より少ない | |  |  |  | |  |  |  | | |  |  | |  | |
| （C）状況に応じて | |  |  |  | |  |  |  | | |  |  | |  | |
|  | | | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関のモニタリング活動の頻度を評価することです。  定期的なモニタリングにより、署名機関は外部の投資運用会社の活動を絶えず把握できるようになります。定期的なモニタリングにより、パフォーマンスの低い分野に対処でき、 早期の段階で課題に気づくようになりますので、通常はパフォーマンスが向上します。  モニタリングの頻度は、アセット・オーナーのニーズおよび関係の開示タイプによって異なります。開示の頻度を多くする必要があるものもあれば、インシデントを理由として開示されるものも あります。報告頻度は、署名機関と外部の投資運用会社との合意に基づいて決定されるべきです。 | | | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「状況に応じて」とは、大きな変更、インシデントまたはESGに関連するイベントが発生した場合などを指します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部運用会社のモニタリング（報告およびその頻度を含む）に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。 | | | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | | | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  AとCの両方の場合は100ポイント。  Aの場合は75ポイント。  BとCの両方の場合は50ポイント。  B～Cから1つ選択した場合は25ポイント。 | | | | | | | | その他の詳細：  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | | | | | | | |

## スチュワードシップ［SAM 13、SAM 14］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 13 | **依存関係** | | **OO 8、OO 21** | | | **サブセクション**  **スチュワードシップ** | | | | **PRI原則**  **1、2** | | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** | | |
| **報告年度中に、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、**[**委託運用**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**されている、各資産クラスの大部分のAUMについて、**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の** [**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**慣行のどのような点を**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**しましたか。** | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **すべての 資産** | | **（1）上場株式（アクティブ）** | **（2）上場株式（パッシブ）** | **（3）債券 （アクティブ）** | **（4）債券 （パッシブ）** | **（5）プライベート・エクイティ** | | **（6）不動産** | **（7）インフラストラクチャー** | | **（8）ヘッジ・ファンド** |
| （A）スチュワードシップについてのポリシーまたはガイドラインの変更 | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （B）スチュワードシップについてのポリシーまたはガイドラインの実施度 | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （C）[重要なESG要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の 優先度 | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （D）[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関連するリスクの優先度 | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （E）投資チームのスチュワードシップ活動への参画度 | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （F）スチュワードシップ行動の結果が投資のプロセスおよび意思決定にフィードバックされているかどうか | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （G）スチュワードシップ活動の優先を高めるための、さまざまな[スチュワードシップ・ツール](https://www.unpri.org/reporting-definitions)および活動が使用されたかどうか | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （H）スチュワードシップのための努力が不成功に終わった 場合の[エスカレーション](https://www.unpri.org/reporting-definitions)・プロセスの導入 | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （I）[協働エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions)およびスチュワードシップ・イニシアティブに参加したかどうか | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （J）協働エンゲージメントおよびスチュワードシップ・イニシアティブで積極的な役割を担ったかどうか | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （K）その他  具体的に記入：\_\_\_\_  ［自由記述（必須）：スモール］ | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| （L）報告年度中に、外部の 投資運用会社のスチュワードシップ慣行のモニタリングを 行わなかった | |  | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が外部運用会社のスチュワードシップ慣行をどの程度モニタリングしているのかを評価することです。モニタリングは、投資期間中に外部の投資運用会社の スチュワードシップ慣行を評価するために欠かせません。署名機関にとって、すべての資産クラスを通じてこのような取り組みを徹底的に調べ、指名契約の諸条件が履行されており、外部の 投資運用会社のスチュワードシップ慣行が署名機関の利益と一致していることを確認することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | スチュワードシップに関するポリシーまたはガイドラインでは、署名機関のスチュワードシップに対するアプローチ（すなわち、影響力をどのように行使しているか）について説明しています。 これは独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、より広範な責任投資ポリシーに組み入れている場合もあります。  オプションBの「スチュワードシップ・ポリシー実施度」とは、外部の投資運用会社の過去の活動と、その運用会社のスチュワードシップ・ポリシーで示されているコミットメントおよびポリシーとの 一致状況を指します。  オプション（C）および（D）のシステミックなサステナビリティの課題および／またはESG要因の「優先」とは、（i）外部の投資運用会社の主要なスチュワードシップ目標にこれらの課題が組み入れていること、および（ii）さまざまなスチュワードシップ目標の間で利益相反があった場合、これらの課題が他の考慮対象に優先することを示したガイドラインが作成されていることを指します。  スチュワードシップの文脈でのエスカレーションとは、スチュワードシップに対する当初のアプローチが所定の期間に目的を達成できず、不成功に終わった場合に投資家がとるアプローチを 指します。エスカレーションは資産クラスと投資家のタイプによって異なりますが、一般的にはより積極的なスチュワードシップ・ツールと活動が含まれます。  投資家がエスカレーション手段として取ることのできる措置の例は、アセットクラスによって異なりますが、以下が含まれる場合があります.  – 既存の協働エンゲージメントへの参加や拡大、あるいは新たなエンゲージメントの構築  – 株主決議又は提案の提出、共同提出、及び／又は、提出  – 他の投票のために議決権を行使（例えば、1名以上の取締役再任に反対する議決権行使など）  – 直接管理されているポートフォリオ企業または実物資産の管理／運用の変更  – 取り組みが改善されるまで追加の出資を拒否（例えば、新規の、または再発行される債券への引受を拒否するなど）  – パブリックに当該企業へのエンゲージメント（サインオン・レターへの署名等）  – 売却  – 訴訟  PRIでは、スチュワードシップ・イニシアティブへの参加およびそれへの積極的な支援は、協働の機会が少ない資産クラスに投資している署名機関に限定されると認識しています。  オプションJでは、外部の投資運用会社は、多くの（自身のAUMに相当するだけの）の時間とその他のリソースを提供していることを明らかにしている場合に、協働的なスチュワードシップ・ イニシアティブで「積極的な役割」を担うものと理解されています。このような取り組みには、協働エンゲージメント活動の主要投資家になること、このようなイニシアティブのガバナンスに 貢献すること（例えば、諮問委員会の議長または委員になる）、リーダーとしての役割で他者を支援すること、および財務的な貢献をすることが含まれる場合があります。 | | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部運用会社のスチュワードシップ慣行のモニタリングに関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースについては、[PRI専用のスチュワードシップ（Stewardship）](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)ウェブページを参照してください。  スチュワードシップ・イニシアティブの事例については、PRI専用ウェブページの[協働的なエンゲージメント（Collaborative engagement](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship/collaborative-engagements)）を参照してください。  英国、南アフリカおよびドイツでの国固有のガイダンスについては、PRIウェブページの[システム障壁に対処する（Addressing system barriers）](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)を参照してください。 | | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 21］ | | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Jから6つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Jから5つ選択した場合は66ポイント。  A～Jから4つ選択した場合は33ポイント。  A～Jから1～3つ選択した場合は0ポイント。  K、Lの場合は0ポイント。 | | | | | | | | その他の詳細：  「L」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに 影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | | | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（K）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 14 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ** | | | | **PRI原則**  **1、2** | | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、**[**外部の投資運用会社に（代理）議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**が委任されている場合の各資産クラスの過半数のAUMについて、貴組織またはその代理となる** [**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、外部の投資運用会社の（代理）議決権行使慣行のどのような点を**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**しましたか。** | | | | | | | | | | |
|  | | | | **すべての資産** | **（1）上場株式 （アクティブ）** | | **（2）上場株式 （パッシブ）** | | **（3）ヘッジ・ファンド** | |
| （A）（代理）議決権行使についてのポリシーまたはガイドラインの変更 | | | |  |  | |  | |  | |
| （B）（代理）議決権行使についての決定が、運用会社のポリシーに 記載の[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-definitions)についての優先順位、および投票のポリシー、原則および／またはガイドラインと一致していたかどうか | | | |  |  | |  | |  | |
| （C）（代理）議決権行使についての決定が、[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関連するリスクを優先するという、明文化されたアプローチと一致していたかどうか | | | |  |  | |  | |  | |
| （D）（代理）議決権行使についての実績が、当組織のスチュワードシップ・アプローチおよび期待と一致していたかどうか | | | |  |  | |  | |  | |
| （E）[セキュリティーズ・レンディング](https://www.unpri.org/reporting-definitions)についてのポリシーの適用状況、 および（適切な場合には）（代理）議決権行使に関するポリシーまたは ガイドラインの導入に対する影響 | | | |  |  | |  | |  | |
| （F）その他  具体的に記入：\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | | |  |  | |  | |  | |
| （G）報告年度中に、外部の投資運用会社の（代理）議決権行使慣行のモニタリングを行わなかった | | | |  |  | |  | |  | |
|  | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | | 本指標の目的は、署名機関が外部の投資運用会社の（代理）議決権行使慣行をどの程度モニタリングしているのかを評価することです。モニタリングは、投資期間中の外部の投資運用会社の（代理）議決権行使慣行を評価するために欠かせません。署名機関にとって、投資期間全体での投票についての決定とポリシーの実行状況について徹底的に調べ、指名契約の諸条件が 履行されており、外部の投資運用会社の投票についての決定が署名機関の利益と一致していることを確認することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | | （代理）議決権行使についてのポリシーまたはガイドラインは、ESG要因の影響、およびESGではどのようなタイプの議決権行使が考慮されているかといった、議決権行使についての決定に 対する署名機関のアプローチを示すものです。これは独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、より広範な責任投資ポリシー、スチュワードシップについてのポリシー、 または類似のものに組み入れている場合もあります。  本指標では、システマティックなサステナビリティの課題の「優先」とは、（i）外部の投資運用会社の主要なスチュワードシップ目標にこれらの課題が組み入れられていること、および（ii）さまざまなスチュワードシップ目標の間で利益相反があった場合、これらの課題が他の考慮対象に優先することを示したガイドラインが作成されていることを指します。  回答オプションEの「セキュリティーズ・レンディングについてのポリシー」は、独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、より広範な責任投資ポリシー、スチュワードシップに ついてのポリシー、または類似のものに組み入れている場合もあります。セキュリティーズ・レンディングに対するポリシーでは、セキュリティーズ・レンディングに対するアプローチ、および （代理）議決権行使のために株式を回収するかどうか、またはいつ回収するのかについての説明が含まれているべきです。この回答オプションは、セキュリティーズ・レンディング・プログラムが ない署名機関には適用されず、そのようなプログラムを持っていないという理由で署名機関が減点されることはありません。 | | | | | | | | |
| **他のリソース** | | 外部運用会社のスチュワードシップ慣行のモニタリング（投票を含む）に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースについては、PRI専用の[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）ウェブページを参照してください。 | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | | ［OO 9］、［OO 21］ | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | | 該当なし | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | | 本指標全体で100ポイント。  A～Eから4つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Eから3つ選択した場合は66ポイント。  A～Eから1～2つ選択した場合は33ポイント。  F、Gの場合は0ポイント。 | | | | その他の詳細：  「G」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられる ポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを 受け取ります。 | | | | |
| **「その他」の採点** | | 「その他（F）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | |
| **乗数** | | Moderate（中） | | | | | | | | |

## エンゲージメントおよびエスカレーション［SAM 15、SAM 16］

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 15 | **依存関係** | **OO 14、OO 21** | **サブセクション**  **エンゲージメントおよびエスカレーション** | **PRI原則**  **4** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織は**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に対してどのように**[**エンゲージ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**メントを行い、その運用会社の責任投資慣行を改善させたのか説明してください。** | | | | | |
| ［自由記述：ミディアム］ | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| **説明** | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、外部の投資運用会社に対するエンゲージメントの中で、運用会社の責任投資慣行を改善させた、先進的または革新的な事例について詳しく述べる機会を 提供します。 | |
| **追加報告ガイダンス** | 回答には、貴組織のエンゲージメントの目的、導入しているエスカレーション対策、および外部の投資運用会社の責任投資アプローチを経た変更事項を含めてください。 | |
| **他のリソース** | 外部運用会社のモニタリング（検証を含む）に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。 | |
| **ロジック** | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | |
| **評価** | |
| 評価対象外 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 16 | **依存関係** | | **OO 14、OO 21** | | | **サブセクション**  **エンゲージメントおよびエスカレーション** | | | | | **PRI原則**  **4** | | **指標種別**  **コア** | | | |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** | | |
| **貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の責任投資慣行の**[**モニタリング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**中に生じた懸念に対処するための正式な**[**エスカレーション**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**・プロセスに、どのような行動を含めていますか。** | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **すべての 資産** | | **（1）上場株式（アクティブ）** | **（2）上場株式（パッシブ）** | | **（3）債券（アクティブ）** | **（4）債券（パッシブ）** | **（5）プライベート・ エクイティ** | | | **（6）不動産** | | **（7）インフラストラクチャー** | **（8）ヘッジ・ファンド** | | |
| （A）投資の専門家、投資委員会または他の代理人に対する [エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions) | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
| （B）ウォッチ・リストへの 掲載または関係が見直しの対象となることについての通知 | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
| （C）懸念が払拭されるまで、 外部の投資運用会社への 資産配分を減らす | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
| （D）（通知された）期間を過ぎても不手際が存続している場合は、その理由を説明して、契約を終了させる | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
| （E）懸念が払拭されるまで、 新しいマンデートまたは追加の資産配分での外部の投資運用会社の選定を実施しない | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
| （F）その他  具体的に記入：\_\_\_\_  ［自由記述（必須）：スモール］ | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
| （G）モニタリングの際に生じた 懸念に対処するための正式な エスカレーション・プロセスを 定めていない | |  | |  |  | |  |  |  | | |  | |  |  | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、外部の投資運用会社がコミットメントを守れなかった場合の、署名機関の正式なエスカレーション・プロセスの各ステップを評価することです。  モニタリング・プロセスの結果として、署名機関は、改善が可能な領域を特定し、外部の投資運用会社に対するエンゲージメントを行うことができます。署名機関にとって、この措置によって課題が修正されない場合、強固なエスカレーション・プロセスを導入することは、優れた取り組みであると考えられます。このプロセスは、外部の投資運用会社を指名する際の契約上の合意に盛り込まれるのが理想的です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「正式な」エスカレーション・プロセスとは、所定のプロセスを実行するための監督と責任を含む、同意済みの体系およびエスカレーションのためのプロセスのことを指します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 外部運用会社のモニタリング（行動プランとエスカレーションを含む）に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | | | | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Eから3つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Eから2つ選択した場合は66ポイント。  A～Eから1つ選択した場合は33ポイント。  F、Gの場合は0ポイント。 | | | | | | | | | その他の詳細：  「G」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | | | | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（F）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | | | | | | | | |

## 検証［SAM 17］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  SAM 17 | **依存関係** | **OO 14、OO 21** | | | **サブセクション**  **検証** | | | | **PRI原則**  **1** | | | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | |
| **報告年度中に、**[**委託運用**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**されている、各資産クラスの過半数のAUMについて、貴組織またはその代理となる**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**から 報告された、責任投資慣行についての情報をどのように検証しましたか。**  確認作業には、検証または監査に関係する文書のレビューが含まれる場合があります。 | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **すべての 資産** | （1）上場株式 （アクティブ） | （2）上場株式 （パッシブ） | | （3）債券 （アクティブ） | （4）債券（パッシブ） | （5）プライベート・ エクイティ | | （6）不動産 | （7）インフラストラクチャー | | （8）ヘッジ・ファンド |
| （A）報告された情報が[第三者機関による保証](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)プロセスを通じて 検証されたことを確認した | |  |  |  | |  |  |  | |  |  | |  |
| （B）報告された情報が独立した 第三者機関によって検証されたことを確認した | |  |  |  | |  |  |  | |  |  | |  |
| （C）社内モニタリングまたは コンプライアンスの証拠を確認した | |  |  |  | |  |  |  | |  |  | |  |
| （D）その他  具体的に記入：\_\_\_\_  ［自由記述（必須）：スモール］ | |  |  |  | |  |  |  | |  |  | |  |
| （E）報告年度中に、外部の 投資運用会社から報告された、 責任投資慣行についての情報を 検証しなかった | |  |  |  | |  |  |  | |  |  | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **説明** | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が外部の投資運用会社により提供されたESG情報の正確さをどの程度検証しているのかを把握することです。  署名機関にとって、可能であれば、社内モニタリング（適切な場合には社内監査の対象となった社内の管理システムを含む）、または外部の第三者機関による保証に関与する可能性のある 外部の投資運用会社から提供されたESG情報を検証することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標においては、「独立した第三者機関」には、ESG諮問委員会または外部の専門家など（ただし、これらに限定されない）が含まれる場合があります。 | |
| **他のリソース** | 外部の投資運用会社のモニタリング（報告およびその頻度を含む）に関するその他のガイダンスについては、[アセット・オーナー向けテクニカル・ガイド：投資運用会社モニタリング・ガイド（Asset owner technical guide - investment manager monitoring guide）](https://www.unpri.org/manager-monitoring/asset-owner-technical-guide-investment-manager-monitoring-guide/6575.article)を参照してください。 | | |
| **ロジック** | | | |
| **依存関係** | ［OO 14］、［OO 21］ | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | |
| **評価** | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Dからら3つ以上選択した場合は100ポイント。（ただし、AとB両方が選択されていることが**必須**）。  A～Dから2つ以上選択した場合は80ポイント。ただし、A～Cから2つ選択されていることが**必須**。  A～Dから1～2つ選択した場合は60ポイント。ただし、A（**または**BとCの両方）が選択されていることが**必須**。  B～Dから1～2つ選択した場合は40ポイント。ただし、Bが選択されていることが**必須**。  C～Dから1～2つ選択した場合は20ポイント。ただし、Cが選択されていることが**必須**。  D、Eの場合は0ポイント。 | その他の詳細：  「E」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  評価は、最も高いスコアの組み合わせに基づいて行われます。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | |
| **「その他」の採点** | 「その他（D）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | |
| **乗数** | Low（低） | | |